

認定事例

(災害補償課)

夜間警戒に出動するため、詰所での車両準備中に発症した脳出血（公務外）

1 災害を受けた者 A県B市消防団 班長

(61歳) 会社員

飲 酒 ビール1本／日

コーヒ－ 2杯／日

2 傷病名及び程度 脳出血 入院加療

3 災害発生年月日 平成20年5月10日

4 災害発生状況

平成20年5月10日午後6時40分、被災団員は、消防団夜間警戒のために自家用車で詰所に向かった。同7時、詰所に到着しノート（出勤簿のようなもの）の整理、打合せ（警戒の予定確認）及び同僚団員との雑談を1時間程度行い、詰所から広報車を出した。

同8時05分ごろから、他の団員4人と広報車に積載された小型ポンプの操作を行っていたところ、5~6分経過したところで突然、身体に異常を感じ倒れこんだ。右手足の麻痺、言語障害も発現したことから救急車を要請し病院へ搬送され、医師の診察を受けたところ、脳出血と診断された。

5 参考

① 身体の状況等

身長 170cm、体重 64kg

嗜好品の状況 タバコ 10本／日

② 発症当日の気象状況

晴れ、気温3.2℃、湿度69%

③ 発症日前1週間の公務従事状況

なし

④ 発症日前1ヶ月の公務従事状況

消防車・ポンプの調整等を通算5日間

⑤ 意見書 あり

【説明】

本件は、公務中に脳出血を発症した事案であり、当該疾病が公務による身体的、精神的負荷等が要因となって血管病変を著しく増悪させ発症したものであるか否かが問題となります。

本件の場合、発症当日の公務活動状況については、夜間警戒の準備などが主なものであり、具体的な活動内容については、自家用車で詰所への移動、到着後は団関係の書類整理、打合せ（警戒の予定確認）、同僚団員との雑談、警戒用広報車の車庫出し（約5分）及び広報車上で他の団員4人と一緒に行ったポンプ操作（5~6分）などであり、本人はポンプ操作中に突然倒れたのですが、一連の活動には、駆け足走行や器材搬送などもなく、特に身体的に強度の負荷が発生するような行動状況は認められず、また、

火災出動や重要行事などと違い緊急性、異状環境、重責感を伴う状況でもないことから、強度の緊張等ストレス発生状況も見られず、精神的にも過重なものとは認められません。

さらに、一連の活動において異常な出来事（アクシデント）に遭遇した事実も認められず、発症日前1週間及び1ヶ月間の公務活動においても本疾病の発症要因となるような公務過重状況は認められません。

また、医学的所見（主治医意見書）によると、本件の疾病発症は本人の基礎疾患（高血圧）が原因によるもので、一連の活動が主因となっているものではないとしています。

以上のことから総合的に判断すると、本件の発症は、本人の基礎疾患が加齢、日常生活の中のいわゆる自然経過上で発生したものであり、公務活動が有力原因となって発症したものではないと考えられることから、公務と疾病発症との間に相当因果関係が認められず、公務上の災害には該当しないものと判断しました。

